

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 7 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 4 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。